

別表4 「構造改革特区の第9次提案に対する政府の対応方針」(平成18年9月15日構造改革特区推進本部決定)における「全国で実施することが時期、内容ともに明確な規制改革事項」に関するフォローアップ結果

	事項名	規制の根拠法令等	規制改革の概要	実施時期	フォローアップ結果 (規制改革の内容)	フォローアップ結果 (実施時期等)	所管省庁
104	救急現場への医師派遣用乗用車の緊急自動車としての指定追加	道路交通法(昭和35年6月25日法律第105号)第39条第1項 道路交通法施行令(昭和35年10月11日政令第270号)第13条第1項	現在、緊急自動車の指定対象となっていない救急医療のために出勤する医師派遣用乗用車を、緊急自動車の指定対象とするため、道路交通の安全と円滑の観点を踏まえつつ、具体的な要件について関係省庁と更なる検討を進め、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。	平成19年度中	現在、緊急自動車の指定対象となっていない救急医療のために出勤する医師派遣用乗用車を、緊急自動車の指定対象とするため、道路交通の安全と円滑の観点を踏まえつつ、具体的な要件について関係省庁と更なる検討を進め、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。(運輸ア)	平成19年度中	警察庁
439	固体酸化物型燃料電池(SOFC)の実証実験を円滑に行うための規制緩和	消防法(昭和23年7月24日法律第186号)第9条 消防法施行令(昭和36年3月25日政令第37号)第5条 対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令(平成14年3月6日総務省令第24号)3条、6条第1項第2号、第16条 火災予防条例(例)(昭和36年11月22日 自消甲予発第73号消防庁長官)	固体酸化物型燃料電池(SOFC)について、平成19年度に消防法令上の規制のあり方について検討・検証を行い、その結果を踏まえ、建築物等からの保有距離等について所要の措置を講ずるものとする。	平成19年度中	固体酸化物型燃料電池(SOFC)について、平成19年度に消防法令上の規制のあり方について検討・検証を行い、その結果を踏まえ、建築物等からの保有距離等について所要の措置を講ずるものとする。(住宅ウ)	平成19年度中	総務省
440	消防法第17条に規定する消防用設備等設置の柔軟な対応	消防法(昭和23年7月24日法律第186号)第17条 消防法施行令(昭和36年3月25日政令第37号)別表第一	旅館・ホテル等では、消防法令に基づき誘導灯等の消防用設備等を設置することが必要であるが、火災危険性等を考慮し、現行制度と同様の安全性が確保されるものとして一定の要件を充たすものについて、現地消防本部の判断により、誘導灯及び誘導標識並びに消防機関へ通報する火災報知設備の設置を要しないものとしてすることができるよう、所要の措置を講ずるものとする。	平成18年度中	民宿等のうち、一定の要件を満たすものについては、消防用設備等の設置に係る特例(消防法施行令第32条)を認めて差し支えない、との考え方を示した通知の発出により措置済みである。(平成19年1月19日付け消防予第17号消防庁予防課長通知)	平成18年度中措置済	総務省

	事項名	規制の根拠法令等	規制改革の概要	実施時期
607	短期滞在査証の申請における身元保証書の免除	外務省設置法(平成11年7月16日法律第94号)第4条第13項	中国人、ロシア・NIS諸国人が短期滞在査証を申請する場合、原則身元保証書の提出が必要であるが、招へい人が国の独立行政法人の研究機関で一定の地位にある者で、学会参加等業務上、中国、ロシア・NIS諸国の研究者を招へいする場合には、身元保証書の提出を省略可能とする。	平成19年度中
835	文化・スポーツに関する権限の移譲	地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年6月30日法律第162号)第23条第13号、第19号	現行制度上、文化・スポーツに関する事務については、教育委員会が担当しているところ、地方公共団体の判断により首長が担当できるよう、政治的中立性の担保等に留意しつつその条件や範囲を検討し、措置する。	平成18年度中
836	教育委員会の委員数の弾力化	地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年6月30日法律第162号)第3条	現行制度上、教育委員の数については、原則5名とされているところ、これを地方公共団体の判断により柔軟に定めることができるよう検討し、措置する。	平成18年度中
837	社会教育関係団体に対して補助金を交付する場合の規制緩和	社会教育法(昭和24年6月10日法律第207号)第13条	現行制度上、地方公共団体が社会教育団体へ補助金を交付する場合は「社会教育委員の会議」の意見を聴かなければならないところ、当該会議の実施形態として、社会教育分野の審議会に社会教育委員が参画する形態も含まれるような柔軟な運用が可能となるよう措置する。	平成18年度中
838 983	医師不足県における医師養成数の暫定的な調整の容認	平成9年の閣議決定「財政構造改革の推進について」(平09閣内122)	「新医師確保総合対策」(平成18年8月31日地域医療に関する関係省庁連絡会議)に基づき、一定の要件の下、医師の不足が特に深刻と認められる県において、当該県内への医師の定着を目的として、一定期間、将来の医師の養成を前倒しするとの趣旨の下、現行の当該県内における医師の養成数に上乗せする暫定的な調整の計画を容認する。	平成18年度中

フォローアップ結果 (規制改革の内容)	フォローアップ結果 (実施時期 等)	所管省庁
中国人、ロシア・NIS諸国人が短期滞在査証を申請する場合、原則身元保証書の提出が必要であるが、招へい人が国の独立行政法人の研究機関で一定の地位にある者で、学会参加等業務上、中国、ロシア・NIS諸国の研究者を招へいする場合には、身元保証書の提出を省略可能とする。(法務ウ)	平成19年度中	外務省
「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案」を166通常国会に提出済み。	平成18年度中措置済	文部科学省
「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案」を166通常国会に提出済み。	平成18年度中措置済	文部科学省
平成19年1月29日、課長通知「社会教育法第13条の柔軟な運用について」(18生社教第78号)を発出した。	平成18年度中措置済	文部科学省
総務・財務・文部科学・厚生労働の4大臣による合意や新医師確保総合対策(平成18年8月)により、医師の不足が特に深刻と認められる10県及び自治医科大学については、医師の暫定的な養成増を容認することとなった。	平成18年度中措置済	文部科学省 厚生労働省

	事項名	規制の根拠法令等	規制改革の概要	実施時期
982	社会福祉事業収入の充当規制緩和	社会福祉法(昭和26年法律第45号)第26条 「社会福祉法人会計基準の制定について」(平成12年2月17日社援第310号) 「特別養護老人ホームにおける繰越金等の取り扱いについて」(平成12年3月10日:老発第188号) 「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」(平成16年3月12日:雇児発第0312001号、社援発第0312001号、老発第0312001号) 「社会福祉法人指導監査要綱の制定について」(平成13年7月23日:雇児発第487号、社援発第1274号、老発第273号)	社会福祉事業の実施により生じた剰余金については、充当できる範囲等を検討の上、今年度中に関係通知を改正し、介護福祉士養成施設を経営する事業にも充当することができるよう措置する。	平成18年度中
1015	市民農園で栽培された農作物の直売所等での販売	特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律(平成元年6月28日法律第58号)第2条第2項第2号 市民農園の整備の推進に関する留意事項について(平成16年3月26日付け15農振第2643号 農村振興局長通知)記の第1の2	市民農園において趣味的な目的で農作物の栽培を行い、自家消費量を超えるものを直売所等で販売しても、市民農園制度の趣旨には齟齬を来すものではない旨の通知の発出により措置済みである。(平成18年3月28日付け17農振第2038号農村振興局長通知)	平成18年3月28日施行(措置済)
1016	主要農作物種子制度に係る通知の廃止と新たな通知の発出	新たな食糧制度及び改正農産物検査制度における主要農作物種子の取扱いについて(平成7年11月1日付け7農蚕第7356号農蚕園芸局長通知)第1の2の(1)	都道府県事務の簡素化等の観点から主要農作物種子制度の運用方法の改善・工夫が図られるよう、都道府県及び関係団体に対して新たな通知を平成18年度中に発出する。	平成18年度中

フォローアップ結果 (規制改革の内容)	フォローアップ結果 (実施時期 等)	所管省庁
平成19年3月30日に以下の通知を発出し、社会福祉事業により生じた剰余金等の充当対象となる「公益事業」の範囲の拡大を行った。 「社会福祉法人の認可について」の一部改正について(平成19年3月30日雇児発第0330004号、社援発第0330001号、老発第0330001号局長通知) 「社会福祉法人の認可について」の一部改正について(平成19年3月30日雇児総発第0330001号、社援総発第0330001号、障企発第0330001号、老計発第0330001号課長通知) 「障害者自立支援法の施行に伴う移行時特別積立金等の取扱いについて」の一部改正について(平成19年3月30日障発第0330003号) 「特別養護老人ホームにおける繰越金等の取扱い等について」の一部改正について(平成19年3月30日老発第0330007号局長通知)	平成18年度中措置済	厚生労働省
市民農園において趣味的な目的で農作物の栽培を行い、自家消費量を超えるものを直売所等で販売しても、市民農園制度の趣旨には齟齬を来すものではない旨の通知の発出により措置済み。(平成18年3月28日付け17農振第2038号農村振興局長通知)	平成18年3月28日施行(措置済)	農林水産省
都道府県事務の簡素化等の観点から主要農作物種子制度の運用方法の改善・工夫が図られるよう、都道府県及び関係団体に対して新たな通知を平成18年度中に発出した(主要農作物種子制度関係事務の処理に係る留意事項について(平成19年3月29日付け18生産第9525号農林水産省生産局長通知))。	平成18年度中措置済	農林水産省

事項名	規制の根拠法令等	規制改革の概要	実施時期
1017 保安林の作業許可の手續の簡素化	森林法(昭和26年6月26日法律第249号)第34条第2項 「保安林の土地の形質の変更行為に係る作業許可の取扱いについて」(平成7年10月31日付け7林野治第3068号林野庁長官通知)第2の2の(1)のウ	反復的な許可申請に係る手續の迅速化を図る観点から、再度の許可申請時において、過去に提出した添付書類に変更がない場合は当該書類の提出を求めないよう手續の改善を行い、都道府県に対し周知する。	平成18年度中
1018 保安林の指定解除の際の農林水産大臣への協議に係る事務の軽減	森林法(昭和26年6月26日法律第249号)第26条の2第4項 「規制緩和推進3ヶ年計画に基づく許認可等の審査・処理の迅速化等について」(平成11年4月1日付け11-12 治山課長通知)1の(1)	保安林の指定解除の際の都道府県知事からの協議に対する農林水産大臣の同意については、地方の事務軽減を図る観点から、保安施設事業等の施行地内の場合を除き「規制緩和推進3ヶ年計画に基づく許認可等の審査・処理の迅速化等について」に定める標準的な処理期間を60日から30日に縮減する。	平成18年度中
1019 分収育林制度(緑のオーナー制度)におけるオーナーの契約期間延長の意向確認等の徹底	「国有林分収育林事業の実施について」(昭和59年10月4日付け59林野二第88号林野庁長官通達)別添「分収育林事業実施要領」第8の4の(2)	契約期間の満了に先立ち、分収木の販売を知らせる際に行う契約延長の意向確認において、今後は、一人でも延長の意向がある場合には、その際オーナーから寄せられた契約期間に係る意見を添付し、文書によるオーナー全員への再意向確認を徹底するよう措置する。	平成18年度中
1020 製造販売承認申請書及び添付書類の提出部数の見直し	動物用医薬品等取締規則(平成16年12月24日農林水産省令第107号)別記様式第13号及び第14号(第23条、第82条関係)	平成18年度中に動物用医薬品等取締規則(平成16年農林水産省令第107号)別記様式第13号及び第14号(第23条、第82条関係)を改正し、製造販売承認申請書及び添付資料の提出部数を1部とする。	平成18年度中
1021 獣医師が情報提供できる範囲の明確化	獣医療法(平成4年5月20日法律第46号)第17条 獣医療法施行規則(平成4年8月25日農林水産省令第44号)第24条	獣医療広告に関し、獣医師が情報提供できる範囲等について、明確に分かるよう、その例示等について都道府県の所管課あてに書面により通知することとする。	平成18年度中

フォローアップ結果 (規制改革の内容)	フォローアップ結果 (実施時期 等)	所管省庁
反復的な許可申請に係る手續の迅速化を図る観点から、再度の許可申請時において、過去に提出した添付書類に変更がない場合は当該書類の提出を求めないよう既存通知の改正を行い、都道府県あてに発出した(「保安林の土地の形質の変更行為に係る作業許可の取扱いについて」の一部改正について(平成19年3月30日18林整治第2730号))。	平成18年度中措置済	農林水産省
保安林の指定解除の際の都道府県知事からの協議に対する農林水産大臣の同意については、地方の事務軽減を図る観点から、保安施設事業等の施行地内の場合を除き、標準的な処理期間を60日から30日に縮減することとして既存通知の改正を行い、都道府県あてに発出した(「規制緩和推進3ヶ年計画に基づく許認可等の審査・処理の迅速化等について」等の一部改正について(平成19年3月31日18林整治第2729号))。	平成18年度中措置済	農林水産省
契約期間の満了に先立ちオーナーに対し行っている契約延長に係る意向確認は引き続き適切に実施するとともに、一人でも契約延長の申出がある場合には、その際オーナーから寄せられた契約期間に係る意見を添付し、文書により当該箇所オーナー全員への再意向確認を徹底するよう措置した。(「分収育林制度における契約期間延長の意向確認等の徹底について」平成19年2月2日付け林野庁業務課国有林野管理室分収林担当企画官事務連絡)	平成18年度中措置済	農林水産省
平成19年3月30日付けで動物用医薬品等取締規則を改正。	平成18年度中措置済	農林水産省
平成18年10月27日付け事務連絡「獣医師、診療施設の業務に関する情報の提供について」を都道府県獣医事主務部獣医事担当者あてに発出。	平成18年度中措置済	農林水産省

	事項名	規制の根拠法令等	規制改革の概要	実施時期
1137	バイオディーゼル燃料を軽油に混合した場合における軽油規格のルール化	揮発油等の品質の確保等に関する法律(昭和51年11月25日法律第88号)第17条の7 揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則(昭和52年5月17日通商産業省令第24号)第22条、第23条	バイオディーゼル燃料混合軽油について、既販のディーゼル車において車両改造等の対策をせずに一般的に使用する場合における、安全面及び環境面の観点から問題が生じない燃料性状の条件が、総合資源エネルギー調査会石油分科会燃料政策小委員会において、本年6月に取りまとめられたところである。 これを踏まえ、平成18年度中に揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則に規定する軽油規格に反映する。	平成18年度中
1138	特例措置1143及び1144における審査手続等の明確化	平成18年経済産業省告示第248号第1条、第2条 平成18年経済産業省告示第249号第1条、第2条	特例措置1143及び1144における審査手続等については、経済産業省及び独立行政法人情報処理推進機構において、守秘義務に係る事項を精査した上で、ホームページ等で公表する。	平成18年度中
1263	交差点等の地上に設けるアーケードの占用許可基準の緩和	道路法施行令(昭和27年12月4日政令第479号)第10条第2項	道路が交差する場所におけるアーケードの占用については、道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼすおそれのない場合、可能となるよう措置する。	平成18年度中
2101	住宅防音事業補助金交付申込書の添付書類のうち印鑑証明書の一部不要化	「住宅防音事業事務処理要領について(通達)」(平成15年7月31日付け 施本第1180号(CFS) 防衛施設庁長官通達)第7	現行通達では住宅防音事業補助金交付申込書に印鑑証明書を添付することとしているが、申込者が現地調査時等に本人確認等を希望する場合は、本人確認等が可能な場合には、印鑑証明書の添付を不要とするよう措置する。	平成18年度中

フォローアップ結果 (規制改革の内容)	フォローアップ結果 (実施時期 等)	所管省庁
バイオディーゼル燃料混合軽油を一般のディーゼル車に用いた場合に安全面や環境面の観点から問題が生じない燃料性状に係る項目を軽油規格に規定するため、揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則の改正を行った。(平成19年経済産業省令第3号、平成19年1月15日公布、平成19年3月31日施行。)	平成18年度中措置済	経済産業省
修了認定の基準に民間資格の取得を含む場合における修了試験問題の審査については、今年度の実績を踏まえつつ、判定に係る審査基準等の守秘義務に係る事項を精査し、必要に応じ審査手続の見直し等を適切に行った上で、平成19年3月30日に独立行政法人情報処理推進機構のホームページにて公表。	平成18年度中措置済	経済産業省
道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼすおそれのない場合には、道路が交差する場所におけるアーケードの占用が可能となるよう道路法施行令を改正し、併せて通達を発出した。道路法施行令第10条第1号八等関係(平成18年政令第357号)、道路法施行令の一部改正について(平成18年11月15日付け国道利第31号道路局長通達)	平成18年度中措置済	国土交通省
工事希望者その他の所有者等(以下「工事希望者等」という。)が希望する場合で、交付申込書の提出の際又は現地調査の際に、運転免許証等により、工事希望者等の本人確認ができる場合には、印鑑証明書の添付を省略することができるよう、住宅防音事業事務処理要領の一部改正について(平成19年3月30日付け施本第592号(CFS)防衛施設庁長官通達)を発出した。	平成18年度中措置済	防衛省